

2 - 4 I Q制による漁業管理の実態 - カナダ Newfoundland 島のズワイガニ漁業の乗船調査から -

東村玲子（福井県立大学）

1 問題意識

周知の通り，日本の漁業においても個別割当制（I Q制）の導入が検討されている。I Q制の理論的根拠自体は比較的シンプルで分かり易いが，実際に漁業へ適用するとなれば，様々な問題・課題が予測される。しかしながら，こうした問題・課題については解決されていないのが現状である。

本報告では，I Q制が導入されているカナダ Newfoundland 島の沿岸ズワイガニ漁業を取り上げる。まず，I Q制導入時の状況を概観した後に，今年の夏に現地にて行った乗船調査の結果等を基にI Q制の運用の実態を紹介する。その上で，I Q制の導入および運用に関する問題・課題を抽出し，若干の考察を加える。

2 カナダ Newfoundland 島におけるズワイガニ漁業へのI Q導入過程

1990年前後頭の底魚，特にタラ資源の崩壊後，当該地方には主力となり得る漁業がなかった。そうした状況の下，ズワイガニが商業漁業として成り立つ程に急成長して行く。この過程で，タラ漁業の「補償」という形でズワイガニ漁業のライセンスが発給されて行き，同時に1995年に沿岸ズワイガニ漁業に「許可」が大量に発給されたのに伴い，I Q制が導入された。現在，Newfoundland 島では，漁区とライセンスの種別で39の区分けがなされているが，漁区とライセンスの種別が同じ場合は，I Qは均等割りとなっている。

3 ズワイガニ漁業乗船調査

I Q制による漁業管理と同時に，航海ごとのカゴ数制限，体長制限，ミズガニ，メスガニの漁獲制限も採用されている。カニの選別（ミズガニと小ガニの再放流）は，かなり遵守されており（誤差の範囲であった），洋上投棄も全く見られなかった。水揚げされたカニは陸揚げ時に全て計量され，また漁業監視員によってミズガニと小ガニの抜き打ち検査が行われていた。また，I Q制等の漁業管理の監視費用は，漁業者によって負担されており，監視業務は行政からも漁業者からも独立した民間企業により行われている。

4 日本で導入する際の課題

I Q導入時の問題として，各漁業者へのI Qの割当方式が問題となる。今回の事例の様に漁業が急成長する時期にI Q制を導入したのとは異なり，日本では既に漁獲実績を持つ者への割り当てとなる。極論すれば，平等主義は効率の高い漁業者の意欲を削ぎかねず，一方，実績主義は将来の漁獲能力の変化に対応できないため，この点がまず課題となる。漁獲量の把握，及び監視に関しては，カナダでは比較的低いコストで実現できている。この要因の一つが，今回取り上げたズワイガニ漁業では，洋上投棄のインセンティブがほとんどないことが挙げられる。漁獲されたズワイガニは「一山いくら」で取引されているので，個別のズワイガニの品質は無視される。一方，日本ではズワイガニならば大きさや形，サンマ等でも魚体によって価格も異なり，洋上投棄を誘発する要素が無視出来ない。